

郡山市上下水道局公告第 134 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 9 月 8 日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第25900171号
業務委託名	行合下水管橋管路二条化基本検討業務委託
施行場所	郡山市水門町 外 地内
委託期間	契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで
業務概要	行合下水管橋二条化基本検討業務 L = 294.50 m
支払条件	業務完了後、適正な請求書を提出した日から 30 日以内（一括払）
最低制限価格	本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の10第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

第 2 入札方法及び入札期間

1 場所 郡山市上下水道局庁舎 3 階 会議室

2 日時 令和 7 年 10 月 7 日（火）午前 11 時

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申請期限時点で、業務委託の行政計画策定又は測量等又は製造・販売の土木設計において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月31日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 令和2年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（企業団等）が発注した下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に規定する下水道事業計画策定にかかる業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- 7 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による下水道部門の建設コンサルタント登録を受けている者であること。
- 8 技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第10号に規定する上下水道部門（選択科目「下水道」）又は同条第21号に規定する総合技術監理部門（選択科目「下水道」）の技術士の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
- 9 技術士法施行規則第2条第10号に規定する上下水道部門（選択科目「下水道」）又は同条第21号に規定する総合技術監理部門（選択科目「下水道」）の技術士の資格を有する者を照査技術者として配置できる者であること。

第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、設計図書等の内容を熟読した後、郡山市上下水道局所定の申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、当該業務委託に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を管理者に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

2 申請書等の交付及び受付

- (1) 期 間 公告の日から令和7年9月24日（水）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場 所 郡山市上下水道局庁舎3階 上下水道局総務課において行う。（郵送等の取扱

いは行わない。)

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果を入札参加資格確認通知書により令和7年10月1日（水）までに通知するものとする。

第5 設計図書等の閲覧

1 入札参加希望者は、本業務委託に係る設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を次のとおり閲覧することができる。

(1) 期間 公告の日から令和7年9月24日（水）まで（市の休日を除く。）

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場所 郡山市上下水道局庁舎3階 上下水道局総務課

2 設計図書等の複写

入札参加希望者は、閲覧期間内において、総務課長の承諾を得て、設計図書等の貸出を受け、これを複写することができる。

第6 仕様書等に対する質疑応答

1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を公告の日から令和7年9月16日（火）午後4時まで（市の休日を除く。）に、上下水道局総務課に持参又は上下水道局総務課契約係宛てに電子メールにより提出すること。なお電子メールにより提出した場合は、到達確認のため電話で報告を行うこと。（設計図書等質問書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）

郡山市上下水道局総務課契約係

メールアドレス：jougesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp

電話番号：024-932-7643

2 質問に対する回答は、令和7年9月18日（木）までに郡山市ウェブサイトにて公表する。

第7 入札保証金

免除とする。ただし、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者にあっては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に入力すること。

第9 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

- 1 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 郡山市上下水道局業務委託入札参加者心得（令和5年10月1日制定）第8条に該当する入札は無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則として2回までとする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本案件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者は、電子契約による締結を希望する場合、開札日当日中に電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市上下水道局総務課契約係へ提出するものとする。
- 4 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第13 契約保証金

免除とする。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、契約番号及び業務委託名並びに施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）、郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月31日制定）及び郡山市上下水道局業務委託入札参加者心得による。

第15 その他

- 1 落札者が契約を締結しない場合（本公告第12の4に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。
- 2 本業務委託は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約である

ことから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。

- 3 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。